

ヘーゲルに於ける形成と承認

向 井 久

序 精神現象学「序文」に於ける人類の系統発生と個体発生。(一) 人類の類としての労働 — 形成の歴史的総経験を個体が純化され圧縮された形態で再経験 = 反復し、(二) 個体が人類の類的認識史の総和を整序され論理化された形態で獲得し、人類の個体へと自己形成し、(三) 日常的自然的意識から絶対知への知の道を歩み、時代精神たる学へ個体が自己を教養し、(四) 新たな現実的活動によって、人類の未来を形成する、という人類 — 個体の自己形成 — 教育の歴史的弁証法がヘーゲルの主張の実質的意味である。個体性と人類性が自覚的意識的に統一されること（個と類の自由な統一）が個と類の自由の要件であり、到達された諸関係が個々人の関係としても人類の諸関係としても自由の関係であるということが、自由の根本要件である。ヘーゲルは、個体と類の自由の王国への普遍的論理を、特殊近代的自由の歴史的弁証法的意識の形態で示した。ヘーゲルに於いて自由と理性は等しい。即ち自由の王国への道程は同時に学 = 真理の王国への道でもある。意識の経験の学とは、実体としての人類の認識史を個体が論理的に反復し、個体の自己意識に於いて獲得することに他ならない。これは学の人類史的理念であり、カントの哲学の世界概念の歴史的弁証法化である。故に現象学は(一) 人類史 (二) 個体史 (三) 両者の論理的共範者（学の形成）を含む。

(一) 人類史 「自己意識」の人類史としての弁証法的論理の合理的意味は次の如し。(1) 近代自然法学派の自然状態 — 法状態の非歴史的仮説に対して、自然状態（「欲望」及び「承認の争い」）と法状態（「一般的自己意識」）を媒介する歴史認識として、主（支配）と奴（隷属）の関係を置いたこと。(2) 国民経済学派の労働概念の分析を媒介として、従属労働の概念にまで下向し、支配 — 隷属関係を従属労働に基礎を置く強力に基づく国家として示したこと。(3) 支配 — 隷属関係が従属労働の弁証法によって揚棄され、自由同等なる自己労働に基づく万人の自由の普遍的相互承認としての近代の法状態が成立するとしたこと。以上の自然法における歴史認識の進歩は、ルソーの「統治の仮説的歴史」とスミスの労働概念の分析を総合したものである。

(二) 個体史 個体の発生的認識学を樹立したピアジェは「児童の道徳判断」に於いて、三つの発達段階を明示したが、これはヘーゲルの「自己意識」の論理に先取されている。(1) 象徴と儀式的図式を内包する自動的規則、及び自他、主客未分化の知的道徳的自己中心性〔「欲望」及び「承認」の初期段階〕。(2) 規則への神秘的信仰を産み出す児童の大人への一方的尊敬（権威と服従・拘束と他律）（主 — 奴関係）。(3) 自己中心性を脱中心化する相互尊敬としての自律（協同 = 「一般的自己意識」）。協同の民主的基準は、一般意志の主権下に於ける合意に基づく自治、平等な相互性に基づく「正」の論理的关系であり、合理的基準は民主的討論に於ける正当化と立

証の論証である。

(三) 関係と推理の実践的論理 一般的自己意識の相互承認に於いて実践的論理は明確な論理性を獲得する。それ以前の論理は原始的論理と半論理の歪の論理であるが、形式的論理がそこから発生する(発生的論理学)。相互承認は自由な主体の等しき関係たる権利、義務の関係の論理を含む。これはアリストテレスの当事者二物件二の四項関係たる「正」(＝等しきこと)の概念を近代的権利概念(カント・フィヒテの商品所有権及び根源的権利)へと転換させたものである。第二に、普遍的意志と特殊の意志の実践的推論を含む。これはアリストテレスの実践的推論と道法的「正」を近代の主権概念(ルソー・カントの普遍的自己立法意志の主権)へと転化させたものである。

ヘーゲルは近代的自由＝広義の啓蒙的自由を基本的に容認しつつも、一定の弁証法的批判を加える。そこに近代的自由の問題的性格を示す。

以下ヘーゲルの「自己意識」の項を、人類の自由の王国への普遍的道程の特殊近代的論理として吟味したい。すでにルソーは、自然状態―主人と奴隷―法状態という「統治の仮説的歴史」を呈示した。この自然法に於ける歴史的弁証法的意識はなお仮説の実験性による構成の方法でなされたものである。(自然状態に関する仮説的で条件的な推理、契約概念による社会成立の人為的説明)。ヘーゲルは、深くルソーの歴史的弁証法に根拠しつつ、その論理の仮説性を克服するために、統治の歴史の基礎に国民経済学派の労働概念(スミス)を置いた。労働が社会の実体＝実在の基底であり、労働の自然史のうちにのみ統治の歴史の必然性は洞見されうるのである。

「奴隷制は人間の自然性から真実に倫理的な状態への移行に属する」⁽¹⁾ 承認の純粹概念は自己意識と他の自由なる客観としての自己意識が相互の自立性と普遍的統一という両契機からなる二重の自己意識の無限性としての相互承認であり、自我の自由と他我の自由の統合性としての法概念を予想するものであり、ここでは単なる概念として定立されており、一般的自己意識に於いて実現されるものである。承認のための生死を賭する闘いは生命の存在におちこんだ意識として存在する自己意識が欲望の対象として関係しつつこの欲望を否定し自己を自立的自由なる存在として示そうとする闘いであり万人の万人に対する闘いとしての自然状態を示すものである。生死を賭する承認の争いとしての自然状態の結果は一面的不平等的(不平等)な承認、即ち奴による主の一方的承認を帰結し、支配と隷属の関係が従属労働に基礎を置く強力に基づく国家として帰結する。主と奴の弁証法的顛倒即ち自己の従属性を揚棄する従属労働の弁証法によって主―奴関係は崩壊し、自由同等なる自己労働(市民社会)に基づく万人の自由の普遍的相互承認(国家としての法状態)が成立する。(一般的自己意識)。一般的自己意識に於ける相互承認は自由な法的主体の権利義務の双務的平等性の原理に基づくものであって、各自己意識の身体的個体的特殊性の不等性を廃棄し、自由同等なる主体としての相互的同一性への意識の高まりに於ける(自分たち全部に帰属する自由の意識)、万人の自由の平等なる法的承認であって、法的人格の意志の自由の関係である。

(一) 承認の純粹概念(法概念としての相互承認) 承認の概念は自己意識と他の自由なる客観

としての自己意識が相互の自己意識の自立性と普遍的統一という両契機からなる二重の自己意識の無限性としての相互承認であり、自由なる自我と同様に自由なる他我の相互の自由の統合としての法概念を予想するものである。ヘーゲルにとって相互承認の概念が法の概念を構成することは若きヘーゲルの次の論述からも明らかである。「法は他者への行動における人格の関係であり、その自由な存在の普遍的境地あるいはその空疎な自由の規定、制限である。この関係あるいは制限を、わたしはわたしのために考え出したもたらすべきではなく、対象がそれ自体この法一般、すなわち承認する関係の生産なのである。…承認において自己はこの個別的なものであることを止める。それは法的に承認においてある、すなわちもはやその直接的現存においては無い。承認されたものは直接的に妥当するものとして、自己の存在によって承認されているが、まさしくこの存在は概念から産出されたものである。それは承認された存在である。人間は必然的に承認され、かつ必然的に承認するものである。この必然性は人間自身の必然性であって、内容に対するわれわれの思惟の必然性ではない。承認として彼自身運動であり、この運動がまさにかれの自然状態を止揚する。つまり彼は承認作用である。自然的なものはたんにある、それは精神的なものではない。」⁽²⁾ しかしこの法概念たる承認の概念は当面は唯哲学者我々にとって現われているにすぎず、自己意識自身の経験としてではない。又ここでは承認の概念は単なる概念にすぎず、自己意識の目標として定立されているのみである。承認の概念は一般的自己意識に於ける二重の自由な自己意識の自由な相互反映としての法状態に於いてのみ始めて自己の法概念としての性格を明確に示し、法状態の原理たる一般的自己意識に於いて自由平等なる相互承認は実現されるのである。ここでは承認の純粹概念がいかなる弁証法的運動によって成立し、且つ如何なる論理構造を示すかを考察したい。

承認の概念は相異なる実在的区別を持った自己意識と他の自己意識が両方共に全く自由であり、自立的でありながら、両者の普遍的統一を形成する、即ち二重の自由な自立者の普遍的統一であり、これが承認の運動の目標である。

(i) 自他未分化の自他の直接的同一性。承認の行為は他者に向う行為（他者への反省）であると同時に自分に向う行為（自己への反省）であり、最初には、自己意識と他の自己意識との未分化の直接的同一性の関係であり、自他の無媒介の Spiel が生ずる。これはピアジェの云う自他未分化に於ける自己中心性と他者への依存という論理と基本的には同じ論理構造を有するものと思われる。

(i) 肯定「第一には自己意識は自分自身を喪失している。なぜなら、自己意識は自分を他の実在として見出すからである。第二には自己意識はそうすることによって『他者』を撤廃している。なぜなら、自己意識はまた他者を実在とは見ずに、他者のうちに自分自身を見もするからである。」⁽³⁾ 自分を直接的に他の自己意識と見なすとき即ち他者を肯定する時、それは自己の否定＝撤廃である。しかし逆に他者のうちに自己のみを見ることによって以前の他者の肯定は逆に他者の否定（撤廃）となる。これが他者の肯定の無媒介の Spiel である。

(ii) 否定「第一には自己意識は他の自立的実在を撤廃し、そうすることによって自分が実在

であることを確信するようになることに向わなくてはならない。しかし第二に自己意識はそうすることによって、却って自分自身の撤廃に向うことになる。なぜならこの他者が自分自身だからである。J₍₄₎ 他の自立的実在（他者）の否定（撤廃）によって自己の実在性を確信する（自己の肯定）。しかしこの他者の否定（撤廃）は逆に自分自身の否定（撤廃）であり、なぜならこの他者が自分自身であるからであり、これが他者の否定の無媒介の Spiel である。かくして自己意識と他の自己意志の未分化の直接的同一性に於いては自己中心性と他者への依存という両極の間の無媒介の Spiel が生ずるのであり、次にこの自他が分化＝分割されなければならない。

(α) 自他の分化＝分割（自己自身への二重の還帰）。自他の未分化の直接的同一性はその無媒介の Spiel の悪無限の結果、自己意識と他の自己意識の判断＝分割によって共に自己同等なる自立的実在へと分化し、自立的自由の両極の二重性が成立する（自分自身のうちへの全く同様な二重の意味に於ける還帰）。「第一には、自己意識はこの撤廃によって自分自身を再び取り戻す。何故なら、自分の他的存在を撤廃することによって、自己意識は再び自分と同一となるからである。しかしながら第二には自己意識は自分に再び他の自己意識を与え戻す（他の自己意識を再興する）。なぜなら、自己意識は自分が他者のうちにあることを認めていたのであるが、かく他者のうちにある自分の存在を撤廃することによって、他者を再び放免し自由にすることになるからである。J₍₅₎ 自己意識と他の自己意識の自己自身への二重の還帰は、(i) 自分の他的存在の撤廃による自己自身との同等性の定立（自己意識の自己への還帰）、(ii) 他者のうちにある自己の撤廃による他の自己意識の自己同等性への還帰（他の自己意識の自己への還帰）である。この自他の自己意識の二重の自己自身への還帰は、「自己意識の判断または分割」J₍₆₎ であって二重の自己意識は自由な客観として、それぞれ自己の独立性と自立的自由を獲得したのである。この二重の自己意識の両極の独立的な自立性（＝分化）を前提して、始めて、両極の自由の相互承認が可能となるのである。

(β) 自己意識と他の自己意識の両極を媒語とする自己自身との推理的連結＝双務的平等性の原理に基づく自由な相互承認。相互承認の行為は自己に向う行為と他者に向う行為であるばかりではなく、一方の行為であると同時に他方の行為であるという双務的平等性の原理に基づくものである。相互承認は分化に基づく双務的平等性の関係であり、両極の自己意識の自立的自由が相互の行為（二重の行為）によって承認される関係である。「媒語は自己意識であって、この自己意識が両極に分解し、そうして各極は各自の限定を相互に交換するのであり、全く反対の極へと移って行く。J₍₇₎ 媒語は万人の共通の本質としての自由なる自我であり、この自己意識の両極への分解という自由なる客観としての自己意識の二重性への分割に於いて、各極は自由なる自立的存在であることを示し、そして媒語＝自由なる自我を通じて各自の自由の限定を相互に交換する自由の無限性が成立する。「各極は他極にとって媒語であり、この媒語を介して各極は自己自身との媒介的關係に入り、また己れ自身と推理的に連結する。J₍₈₎ 各極は自立的自由なる自我であるが、各極が互いに他極にとって媒語（万人の共通の本質たる自由なる自我）であり、各極の対他的自由の関係を媒介するものとしての媒語を介して各極は自己自身との媒介的關係即ち自己

の自立的自同性へと関係し、己れ自身と推理的に連結する。「両極は互に承認し合っているものであることを互に承認し合っている。」₍₉₎ さて「以上が承認の純粹概念であるが自己意識が統一を保ちつつ二重になることである承認の過程が自己意識に対してどのように現われてくるかが今や考察されるべきことである。」₍₁₀₎

(二) 承認のための生死を賭する戦い = 自然状態

承認のための生死を賭する戦いは、生命に囚われた自然的意識即ち自然的定在に繫縛された物的形態に於いて存在する二重の自己意識が欲望の対象として我欲的破壊的に関係しつつ、この生命に囚われた自然的存在を否定し、自立的自由なる存在として示そうとする相互の戦いであり、保存なき相互破棄として「万人の万人に対する闘い」としての自然状態を示すものである。「承認のための闘争は…、…ただ人間が個々人として存在している自然状態において起こることができただけであり、…。」₍₁₁₎ 自己意識は最初は未だ欲望の立場から他者としての自己意識に直接向うものとして、他者を承認しておらず、単純に自分だけの存在であって、あらゆる他者を自分から排斥する排他的としての自己中心的存在である。自己意識にとって此の無媒介状態においては、他者は未だ自我をもつ自立的存在として承認されておらず、対象意識に対する自己によって否定されるべき非本質的对象である。個体と個体の生命のエLEMENTに於ける無媒介的關係に於いては、両者の自由な自立的存在としての自我としての同一性は未だ顕現せず、普通の対象即ち物的形態を持った単なる生命性（自由なき対象性としての身体性）に於いて現われ、自由を荷う身体性ではなく、生命の存在に落ち込んだ意識として関係する。生命のエLEMENTに一面的に包摂された自己の对象的在り方即ち強力に服する事物としての身体的直接性に対する純粹抽象即ち自立的自由の定在としての自己を呈示するのは、自己の直接的身体性及び生命としての直接的個別態に対する繫縛を解き、自由な自立的本質としての自己を呈示することであり、これは自己の直接的生命の否定である。直接的生命の自己否定としての自己の自立的自由を公示しようとする行為はそれ故自由の否定態としての自己の直接的生命の否定であり、自己自身の生死を賭する行為であり、また他者に対する行為としては、他者の中に自己と同等な自由な本質を直観しようとして、他者の生命の否定態としての他者の死を目指す行為である。この自己に対する行為と他者に対する行為はまた両方の双方向的な行為であり、両者の生死を賭する戦いは万人の万人に対する承認の戦いとしての自然状態である。承認の生死を賭する戦いに於ける両者または一方の死という否定的結果の経験から、自己意識にとって、純粹な自己意識と同様に生命も本質的であることが明らかとなり、かくして自己意識は生命に対する関係を媒介とする主—奴關係の不平等な一方的承認という結果に移行する。生死を賭する承認の戦い = 万人の万人に対する斗争としての自然状態は、主と奴の支配と隷属という不平等な一方的承認を帰結するのである。生命への繫縛を断ち切って自己の自由な自立的存在を獲得した自己意識と、生命への執着を断ち切れず自由な自立性を証しえず、物たることを止揚し得なかった意識とは、生命（物）への関係を媒介として、主—物—奴という推理の形式を通じて、支配する自己意識と隷属する自己意識へと分解するのである。「最初の経験が得られた結果として、かの直接的統一を解体し、この解体によつ

て「一方には」ひとつの純粹な自己意識が、「他方には」ひとつの意識が定立せられているのであるが、この意識は純粹に自分だけであるのではなく他方の意識に対してある意識であるが、このことはそれが『存在する意識』としてあること、云いかえると、物たることという形態における意識としてあることを意味している。…一方の形態は自立的意識であって、自分だけでの存在をもって、他方の形態は非自立的意識であって生命ないし他者に対する存在をもって、それぞれ本質としている。前者は主、後者は奴である。』⁽¹²⁾ 生死を賭する承認の闘い = 万人の万人に対する自然状態の帰結としての支配 — 隷属関係 = 主奴関係の成立は自然状態から強力に基づく国家への状態への移行でもある。「承認の闘争と主人への服従とは、人間の共同生活が諸国家の始まりとしてそこから出現したところの現象である。この現象において根底である強力はそれだからといって、法の根底であるわけではない。』⁽¹³⁾

(三) 主と奴 = 支配と隷属の関係（従属労働に基礎を置く強力に基づく国家）

生死を賭する承認の闘い = 万人の万人に対する闘いとしての自然状態の結果は、一面的不平等（不平等）な一方的承認としてその支配する自己意識（主）と隷属的自己意識（奴）との支配と隷属の関係を帰結する。この支配と隷属の关系は強力に基づく国家を現実的には意味し、この強力に基づく国家は労働の従属性を自己の基礎としている。ヘーゲルは、全ての人間の労働の同等性を意味する古典国民経済学派の労働価値説を基礎とする商品概念への歴史的な前提として、自然状態と法状態の媒辞として支配（主） — 隷属（奴）関係を置き、且つ古典経済学派の労働概念の分析の歴史的な下向によって、支配 — 隷属関係を労働の従属性の概念によって根拠づけた。またヘーゲルは、主 — 奴関係が、自己の隷属性を止揚する従属労働の弁証法によって、労働を媒介として弁証法的に顛倒し、この主 — 奴関係の崩壊の結果として、万人の双務的平等性に基づく自由な相互承認 = 法状態（一般的自己意識）が成立するとするのである。ここにヘーゲルの弁証法の偉大さが存するのである。以下主と奴の弁証法を三重の推理、(i) 主 — 物 — 奴、(ii) 主 — 奴 — 物、(iii) 奴 — 物 — 主 の考察を通じて明らかにしたい。

(i) 主 — 物 — 奴。「主は自立的な存在を介して奴に媒介的に関係する。』⁽¹⁴⁾ 第一の推理。主 — 物 — 奴は支配 — 隷属関係の成立根拠である。奴（隷属する自己意識）は、自然状態の生死を賭する承認の闘いに於いて、生命（物）への繋縛からそれを捨象して、自己を自由な自立存在として示すことができず、この物（生命）の鎖につながれた非自立的存在として自己を示した。主は生死を賭する承認の争いに於いて生命（物）への依存を断ち切り、物をただ否定的なもののみならず自立的存在として、物を支配する自己意識であることを示した。物を支配する威力である主は、物の鎖につながれた物たることにとどまる、物に支配される奴を、物に対する支配 — 隷属関係を媒介として隷属させる。「かくして主はこの存在を支配する威力であるが、しかし、この存在はもう一方の人を支配する威力であるから、主はこの推理的連結において、このもう一人を己れのもとに隷属させる。』⁽¹⁵⁾

(ii) 主 — 奴 — 物。「主は奴を介して物に媒介的に関係する。』⁽¹⁶⁾ 第二の推理。主 — 奴 — 物は、支配と隷属の关系の本質的構造である。「欲望の達し得なかったこと、即ち物との関

りを断ち享受において満足をするに、主は達するのである。欲望がこれに達し得なかったのは、物の自立性の故であったが、しかし物と自分との間に奴を挿入した主はそうすることによって、ただ物の非自立性とのみ推理的に連結し、物をただひたすら享受し、これに対しておよそ物の自立性の側面はこれを加工する奴に委ねるのである。」⁽¹⁷⁾ 奴は生命に対する欲望の立場を主の支配を通じて脱し、物の自立性に関係し、物を労働形成するのであり、物の自立性に形成行為＝労働を通じて媒介的に関係する。（奴－労働－物）。主の物に対する関係は純粹否定であり、物の非自立性の側面に対する無媒介的關係としての享受である。（主－欲望－物）。自立の本質的自己意識たる主は、非自立的非本質的自己意識たる奴隷によって一方的に承認されているのであり、奴の非本質性は、限定された定在への依存、主の支配の下での物に対する労働に於いて性格づけられ、この主奴関係は強力を本質とする支配－隷属関係であり、この国家の強力は奴の労働の従属性のうちに根拠をもつ。「主にとってはただ自分自身だけでの存在のみが本質であり、主は純粹に否定的な威力であって、この威力に対しては、物は無であり、したがってこの関係（主の奴に対する関係）においては主の為すのが純粹に本質的に為すことであり、本質的に為すことであるのに対して、奴の為すのは純粹に為すことではなく非本質的に為すことである。」⁽¹⁸⁾

(iii) 奴－物－主。主奴関係は、物に対する関係を媒介として弁証法的に顛倒するのであり、主は奴の奴、奴は主の主に顛倒する。主は物の非自立性の側面にのみ関係し、単に物の純粹否定＝消失する享受を自己の本質とし、この主には存立の側面が欠け、本質的自立的意識であると自認していた主は、非本質的非自立的意識へと顛倒する。奴は直接的には主の支配の下に隷属する非本質的非自立的意識ではあるが、生命の鎖につながれた故に、物を媒介として主の支配の下に服した奴は、自己を物にする労働において、物の自立性の側面に関係し、自己を対象の中に見出し、物に対する支配を獲得し、そのことによって主の疎遠な意志への畏怖を否定し、本質的自立的意識へと弁証法的に顛倒する。ここに主（自立的意識）と奴（非自立的意識）は、奴の形成労働による物の支配及び主の享受による物への依存という物への関係を媒介として、顛倒し、（奴－物－主）支配と隷属の關係は崩壊する。主奴關係の弁証法的顛倒の本質は、主の疎遠なる支配的意志の下に強制される奴の従属労働が、労働＝形成行為を媒介として、自己の従属性を揚棄し、従って従属労働に基礎を置く強力に基づく国家が崩壊し、自由平等（同等）なる労働に基づく普遍的相互承認としての法状態が一般的自己意識に於いて実現されることにある。以下ヘーゲルの論述を通じて「奴であることが自ら即且対自的に何であるか」を畏怖、奉仕、形成の各契機において考察し、奴－物－主の推理の本質を明らかにしよう。

絶対的主人に対する奴の畏怖によって、「…奴の意識は内面深く解消せられ、心中動揺せぬところとはなく、心中一切の執着を震撼せられたのである。」⁽¹⁹⁾ 即ち奴は主人への死の畏怖に於いて生命への執着による物的存在から脱し、生命の絶対的否定に到るのであり、この主の疎遠な強制的意志による奴に対する支配なくしては、奴は自然的生命の我欲から脱して労働の形成に向うことはできない。また「奉仕することにおいて、この意識は自然的な定在への己れの執着を

あらゆる個々の契機に関して撤廃し、この定在を労苦をもって除去するのである。」⁽²⁰⁾ 奴の主に対する関係＝強制的支配の下における畏怖や奉仕によって奴は自然的定在への依存を克服し自分だけでの存在の自覚に到達するが、なおそこには自己の労働による対目的形成が欠けており、対象の側面が欠けている限り、自己における解消にすぎない。「しかるに、労働を媒介することによって意識は己れ自身に到るのである。」⁽²¹⁾ 欲望—生命という自然的直接性の関係に労働を媒辞として挿入し、欲望—労働—享受という推理的形式をとることは理性の狡智として自立的自由の獲得を意味し、物に対する労働の媒介的關係をもたらしるのであるが、この推理に於いて、主は欲望—享受を、奴は労働を荷う。主の欲望—享受は、対象の純粋な否定の独占、まじりけのない自己感情を得ること、ただの消失としての満足であり、この満足には対象的な側面或は存立が欠けている。奴の労働は、欲望—享受の自然的直接性を否定し、物の媒介の否定であり、欲望の抑制と満足の消失の延期によって、物の自立性に関係し、労働の形成に於いて対象の形式となり、(外化)、持続的なものへと転化する。「労働するというこの否定的な媒語または、形成する行為も同時に個別態であり、云いかえると、意識の純粋な自分だけでの存在ではあるが、労働の成果となると、この自分だけでの存在も今やそとに出て持続するものの境地のうちに歩み入る。だから労働する意識は、こうして、自立的な存在を自分自身だとして直観するのである。」⁽²²⁾ 従属労働の弁証法は従属労働自身を通じて自己の従属性を揚棄するという弁証法であるが、労働を通じて形成された物のうちに自己を直観し、対自存在に達した奴は、この自己の形成に於いて自己の労働の従属性自身を克服するのであり、主の畏怖としての疎遠な強制的意志の支配を否定し、自己の従属性を否定する威力を獲得する。奴は生命への依存に於いて奴が戦慄した物への隷従に於いて、物を支配する主に隷属した(主—物—奴)のであるが、しかし、奴の形成の労働によって物自身の否定的なものは、自己自身によって形成された形式に於いて消えて無くなり、奴は物を支配する自立的意識に転化し、主は物の非自立性の側面にのみ依存する非自立的意識に転化し、主奴関係は逆転する(奴—物—主)。奴の従属労働は畏怖、奉仕、労働という三つの契機からなる他人(主人)の疎遠な強制的意志に従っている労働の従属性を意味するが、この従属労働の自己止揚において、我が意に従う労働即ち自由な自己労働に於いて対象を自己として自覚し、対象を物件として吾がものとして自己の自由意志に従わせるのである(自己労働に基づく私的個人的所有)。「形相はそとへと定立せられることによって、この意識にとって自分とはちがった他者となるのではないか。なぜなら、そうなった形相こそは、この意識にとって真理となった自分の純粋な自分だけでの存在だからである。」⁽²³⁾ 現象学の労働の概念はDas Formierenによっても示されるが、⁽²⁴⁾ ヘーゲルは法哲学第56節で、Das Formierenについて、「或るものが私のものであるという規定は形づくり(Formierung)によって、一つのそれだけで存立する外面性を得る。…形づくりは、主観的なものと客観的なものを自分のうちに合一させるのであるから、そのかぎり、理念に最もふさわしい占有取得である。…」と述べる。即ち主の疎遠な強制的意志の支配下の従属労働は、その従属性の自己止揚の結果、奴は労働を吾がものとして獲得し、万人に同等に妥当する自由なる自己労働が成立する。自由なる諸々の自己

意識は、自己の労働を自然に加え、この物件を自己が形成した故に自己のものとして所有するのであり、この物件の完全な所有は物件の価値と使用の二重の所有である。（この二重性から所有権の弁証法的運動＝契約等々が必然となる）。「物件のこのような普遍性こそは物件の価値であって、この価値において、物件の真の実体性は規定されており、かつ意識の対象なのである。私は物件の完全な所有者として、物の使用についてと同じほど物件の価値についても所有者なのである。」⁽²⁵⁾ この「人間の、いっさいの物件に対する絶対的な、自分のものにする権利」⁽²⁶⁾ は、ヘーゲルによれば、物件を自己の人格の自由意志の下へ包摂するという所有権に於ける自由意志の観念論を意味する。⁽²⁷⁾ 「だが、自分のものとしての所有の自由は昨今やっと、ここかしこで原理として認められるにいたったばかりであると言ってもよい。」⁽²⁸⁾ 奴は労働によって対象を形成し、この対象の形成は同時に自己の形成であり、この形成された自己によって主の支配を揚棄した奴は、労働に於ける支配と隷属及び奴が生産した物件の主の所有と奴の非所有という主－奴関係の揚棄に於いて、自由なる自己意識として、労働を自己の支配の下に包摂し、この自由なる自己労働によって、物に自己の形式を刻印し、自己の自由意志の下へ物件を包摂する（自分のものとしての所有）。かくして、奴の従属労働の自己の従属性の自己揚棄によって、主－奴関係＝従属労働に基づく強力に基礎を置く国家は廃棄され、主－奴関係の弁証法的顛倒によって、自由同等（平等）なる相互承認（一般的自己意識）が法状態として成立するのである。

（四）法状態＝双務的平等性の原理に基づく相互承認（一般的自己意識）

生死を賭する承認の戦いとしての自然状態を端初とし、従属労働に基礎を置く強力に基づく国家としての支配－隷属関係の弁証法的顛倒による崩壊を通じて、今や自由平等なる法状態即ち自由同等なる自己労働に基礎を置く万人の自由の平等（同等）なる相互承認（一般的自己意識）が成立している。一般的自己意識とは同等に自立的自由なる自我と他我とが相互に平等に承認し合う関係として、法的状態⁽²⁹⁾の原理であり、自由の共同的本質即ち万人に同一に妥当する自由の同等な関係であって、自己意識と他の自己意識の真に自由なる無限性の原理である。この平等な相互承認としての法状態は近代の法状態であって、「市民社会および国家」⁽³⁰⁾を意味する。市民社会の原理は、自由なる全ての人間に同等に妥当する自己労働に基づく所有の原理であり、ヘーゲルはこの所有の原理が相互承認に基づくことを示している。「所有に於いて人格は自己自身と契合している。しかし物件は抽象的に外面的な物件であり、私は物件のなかにあっては抽象的に外面的である。外面態に於いて私が私自身へ具体的に復帰しているということは、私が、すなわち私に対する私の無限な関係が、人格として、私を私自身からしりぞけ、他の諸人格の存在、他の諸人格に対する私の関係、〔私が〕他の諸人格によって承認されていること－このように承認されているということは相互的である－において、私の人格の現存在をもっているということである。」⁽³¹⁾ ヘーゲルは更に近代の国家が相互承認の原理に基づくものであると主張する。「国家においては人間が理性的存在者として、自由なものとして、人格として承認され且つ取り扱われる。そして個々人は自分の自己意識の自然性を克服すると共に、一般的なもの、自己自身

において存在する意志、法律に従がい、こうして他人に対して一般的に妥当する仕方であるまい。他人を自分自身をもそういう価値があるものと望みたいものとして承認する、すなわち自由なもの、人格として承認する」⁽³²⁾。精神現象学に於いては、この近代の市民社会及び国家は、理性の項の「即目的且つ対目的に実在であることを自覚している個性性」に於いて論じられており、**a** 精神的な動物の国と欺瞞、或は事そのもの、は近代の市民社会を、**b** 立法的理性と **c** 査法的理性は、近代の国家の原理を論じている。ここでは紙数の関係上、精神哲学の一般的自己意識に論述を限定したい。この一般的自己意識の双務的平等性の原理に基づく万人の普遍的相互承認は法の原理であり、従属労働に基礎を置く強力に基づく関係に対して、法の普遍的自由の原理たる一般意志に基づく、意志の自由の関係としての法状態の原理である。以下ヘーゲルの論述を分析しよう。「一般的自己意識とは、他の自己の中で自己自身を肯定的に知ることである。」⁽³³⁾ 即ち、一般的自己意識とは、他的存在に於ける自己同一としての自由の普遍的原理であり、他の自己の中に各々が相互に承認されたものとして認識する双務的な相互承認の原理であり、自由を自己と他者にとって同等に妥当する共同的本質として認識することである。「二つの自己のうちの各々は自由な個性性であって絶対的な独立性をもっている。しかし各々の自己は自分の直接性または欲望を否定しているので、他の自己から区別されていない、すなわち各々の自己は一般的自己意識であり客観的である。」⁽³⁴⁾ 即ち、自由なる平等性の相互承認の双務的同等性の原理は、自己意識の各々の自由な個性性（自他の同等なる自由なる自我への分割）と、自然的直接性の止揚としての、自他の自由の共同的本質の同等性に基づく自由な個性性の普遍的統一である。「また各々の自己は自由な他者のなかで、自分が承認されているのを知っている。そして各々の自己が自分を自由な他者のなかで承認されたものとして知るのは、自分が他の自己を承認し、且つ他の自己を自由なものとして知っている限りにおいてである。この限り各々の自己は相互性としての実的一般性をもっている。」⁽³⁵⁾ 相互承認は、自己が自由な他者の中で承認されているという契機（他者への反省）と、自己が他の自己を自由な自己として認識し承認するという契機（自己への反省）の統一であり、更にこの承認が自己の行為であると同時に他者の行為であるという双務的行為によるものである。自己意識の自由としての一般態は、自己の自由の本質を、自己に対する客観態即ち他の自由な客観態の中で、この他の主観が自己と同一な自由な主観性として認識する、即ち自他に共通な同等な本質＝万人に共通な自由な本質を認識し、且つ相互に承認し合うことである。「こうして、この立場においては、相互に対して関係し合っている自己意識的な主観が、自分たちの不平等な特殊個性性を廃棄することによって、自分たちの実的一般性の意識へ自分たち全部に帰属する自由の意識へ—高まり、且つそのことによって自分たちの明確な相互的同一性の直観へ高まった」⁽³⁶⁾ 相互承認は自由な法的主体の権利、義務の相互的な平等性の原理に基づくものであり、各自己意識の身体的個体的特殊性の不平等性を廃棄し、平等なる自由の権利主体性としての相互的同一性への高まりに於いて、法的人格の意志の自由の関係が構成される。法的状態の原理は、「自己自身において存在している理性、真実に一般的な意志、理性的な意志」⁽³⁷⁾ であり、「一般的自我、理性的自己意識としての人間」⁽³⁸⁾ の自由な意志の関係であっ

て、このような自由で理性的な一般意志の普遍性に於いて、全ての法的人格は自由の主体として相互に承認されてあるのである。

結論 一般的自己意識から理性への移行（ヘーゲルとピアジェ） 一般的自己意識から理性への移行は何を意味するか。一般的自己意識は自他の交換の均衡形態として権利 — 義務の規範的論理的関係及び、一般意志と特殊意志との普遍と特殊との実践的推論を産み出す。自他未分化の自己中心性の脱中心化としての分割された自他の交換の均衡として、関係・推論の実践的論理を産み出す。自他の実践的範疇的統一と共に自他の理性的範疇的統一を産み出す。思想交換の均衡形態が論理の社会的淵源なのである。推論とは内化された討論である。一般的自己意識は、思想交換の社会的均衡形態による論理の端始なのである。自他が社会化されるとき、そのとき論証性の必然的要求が生じる。

主 — 客の範疇的統一は、主体と客体の交換の均衡形態として規範的論理的意識を産み出す。自他の交換の均衡形態が、権利義務の論理的関係を産み出すように。理性とは従って範疇であり、範疇とは論理である。この論理は知的 — 道徳的脱中心化によって、主体 — 客体の交換の均衡と自他の交換の均衡として始めて発生的に生ずるのである。従って理性とは、交換の均衡の二つの形態の論理 — 規範的意識以外のものではないのである。そこにこそ範疇の本質的意義があるのである。

一般的自己意識は、理性の概念に到達する。理性とは、自他、主客の四項関係の交換の理想的均衡形態に於いて成立する論理のことに外ならない。それ故にこそ範疇が理性の根本様相なのである。他的存在に於ける自己同一は関係概念から見たる自由の規定であるが、またそれは、関係の理想的均衡状態としての理性 — 論理的規範意識でもある。自由の国は同時に真理の国である。

〔註〕

- (1) 法哲学 57 節。
- (2) 実在哲学第 2 巻 206 頁
- (3) 精神現象学ホフマイスター版 (Felix Meiner) 141 頁
- (4) 同 上
- (5) 同 上
- (6) Enzyklopädie 429 節
- (7) Phänomenologie S 142.
- (8) 同 上 S 143.
- (9) 同 上 S 143.
- (10) 同 上 S 143.
- (11) Enzyklopädie 433 節
- (12) Phänomenologie S 145.
- (13) Enzyklopädie 433 節
- (14) Phänomenologie S 146.

(15)	同	上	S 146.
(16)	同	上	S 146.
(17)	同	上	S 146.
(18)	同	上	S 147.
(19)	同	上	S 148.
(20)	同	上	S 148.
(21)	同	上	S 148.
(22)	同	上	S 149.
(23)	同	上	S 149.
(24)	同	上	S 149.
(25)	法哲学 63節		
(26)	同上	44節	
(27)	同上	44節	
(28)	同上	62節	
(29)	Enzyklopädie 432節		
(30)	同	上	432節
(31)	同	上	490節
(32)	同	上	432節
(33)	同	上	436節
(34)	同	上	436節
(35)	同	上	436節
(36)	同	上	436節
(37)	同	上	435節
(38)	同	上	433節

〔大阪芸術大学講師〕